

【公募施設の選定結果の公表内容について】

山梨県立あゆみの家の指定管理者の候補者について

山梨県立あゆみの家の指定管理者の候補者については、山梨県立育精福祉センター・あゆみの家指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年11月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立あゆみの家
2 指定の期間	令和4年4月1日～令和8年3月31日
3 応募団体	社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会
4 指定管理者の候補者	名称：社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 住所：南アルプス市有野4370番地
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の提案は、利用者の人権擁護や人格の尊重、更には日常生活能力を向上するための訓練やレクリエーション活動など、支援内容が具体的に示され、設置目的や県の管理運営方針、募集要項の条件に合致している。 ○ 候補者は、これまで育精福祉センター成人寮などの入所施設や障害者就労継続支援B型事業所等多くの障害者施設を運営する中で、障害者施設の運営や障害者支援のための幅広い知識や経験等を蓄積している。また、本年度は本施設の指定管理者として、精神科病院と十分に連携し適切な支援に取り組んでいる。今後、これらの知識・経験等を活かすとともに、法人内の就労継続支援施設と連携すること等により、より一層効果的な施設運営、サービス提供が実施可能と見込まれる。 ○ 更に安定的な管理運営を行うための経理的基盤を有し、職員の採用活動やスキルアップの実施など、人材の確保・育成にも積極的に取り組んでおり、安定的かつ質の高いサービスを提供できると考えられる。 ○ 今後は、法人が有する知識・ノウハウを十分に活用し、精神科病院をはじめとする関係機関等と一層連携を図ることなどにより、利用者の円滑な地域生活への移行が進められるよう期待する。 <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：山梨県立大学人間福祉学部 教授 柳田 正明 委員：(公社)日本精神保健福祉士協会山梨県支部 副会長 千野 由貴子 委員：山梨県社会福祉協議会 事務局長 中山 吉幸 委員：公認会計士 野中 孝憲 委員：山梨学院短期大学 教授 樋川 隆</p> <p>(2) 審査日時</p>

	<p>第1回：令和3年8月18日 概要 募集要項、審査基準、審査手順及び審査方法の決定並びにスケジュールの確認</p> <p>第2回：令和3年10月4日 概要 応募団体のヒアリング、企画提案の審査及び指定管理者候補者の選定</p>
--	---

○採点結果

審査基準	審査項目	配点	候補者
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	施設運営の実施方針	14点	11.76点
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	6点	4.32点
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用児の安全・衛生確保のための管理体制及び非常時の対応方針	10点	7.60点
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	20点	16.00点
3 事業計画の内容が施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設等の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5点	3.80点
	施設等の維持管理の効率	5点	3.60点
4 平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10点	8.00点
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる体制	14点	11.20点
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	6点	6.00点
6 施設の管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	10点	8.00点
合 計		100点	80.28点

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。